

鎌倉市農業委員会 令和元年度 第9回総会 次第	
日 時	令和元年12月26日(木)14時30分開会
場 所	鎌倉市役所 4階 402会議室
委員名	1番 柏木博明、2番 石原秀雄、3番 安齊清一、4番 郷原均 5番 平井保男、6番 岡崎和彦、7番 浜野清一、8番 飯田正実 9番 小泉勝利、10番 和田雅裕、11番 小川壽一 12番 若林安雄、13番 石澤一英 以上13名
事務局出席者	鈴木事務局長・岸名局長補佐・小田職員・名塚職員・酒井職員
欠席委員	5番平井委員、9番小泉委員、10番和田委員、
議長(安齊会長)	それでは、定刻になりましたので、只今から総会を開会いたします。欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	(挙手)議長(起立) 5番平井委員、9番小泉委員、10番和田委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。(着席)
議長(安齊会長)	次に、本日の議事録署名委員と現況証明委員を指名いたします。議事録署名委員は、6番岡崎委員、7番浜野委員にお願いします。現況証明委員は、10番和田委員、2番石原委員にお願いします。
議長(安齊会長)	本日の議事日程につき、運営委員会でご審議していただいておりますので、ご報告をお願いします。
運営委員長 (小川委員)	(挙手)議長(着席のまま) 本日、午後2時10分から運営委員会を開催し、12月総会議事日程につき審議したところ、次のように決定しましたのでご報告いたします。 日程第1、報告第20号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、4件。 日程第2、報告第21号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、6件。 日程第3、報告第22号、遊休農地解消対策実践活動について。 日程第4、報告第23号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件。本件は、追加案件です。 日程第5、議案第25号、非農地証明について。 日程第6、議案第26号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。 日程第7、議案第27号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。 日程第8、議案第28号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用

	土地利用集積計画の決定について。 日程第 9、議案第 29 号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について。 日程第 10、その他、諸般の報告について。 以上で 報告を 終わります。
議長(安齊会長)	ありがとうございました。 それでは、日程第 1、報告第 20 号、農地法第 4 条第 8 号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、4 件、事務局から報告をお願いします。
事務局(岸名補佐)	(挙手) 議長 (起立) 日程第 1、報告第 20 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、4 件、着席して、ご報告します。お手元の資料をご覧ください。 整理番号 1、[REDACTED] 田、204 平方メートルを [REDACTED] が、共同住宅用地として、令和元年 11 月 18 日転用のため、令和元年 11 月 15 日に専決処分いたしました。 整理番号 2、[REDACTED] 畑、374 平方メートルを [REDACTED] が、共同住宅用地として、令和元年 11 月 21 日転用のため、令和元年 11 月 21 日に専決処分いたしました。 整理番号 3、[REDACTED] 畑、85 平方メートルを [REDACTED] が、専用住宅用地として、令和元年 11 月 20 日転用のため、令和元年 11 月 19 日に専決処分いたしました。 整理番号 4、[REDACTED] 畑、382 平方メートル外 1 筆、合計 2 筆、697 平方メートルを [REDACTED] が、専用住宅用地として、令和元年 12 月 4 日転用のため、令和元年 12 月 3 日に専決処分いたしました。以上 4 件、賃貸借関係はございません。 以上で報告を終わります。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(安齊会長)	日程第 2、報告 21 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、6 件、事務局から報告をお願いします。
事務局(岸名補佐)	(挙手) 議長 (着席のまま) 日程第 2、報告 21 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、6 件、ご報告します。お手元の資料をご覧ください。 整理番号 1、[REDACTED] 田、11 平方メートル外 1 筆、合計 2 筆、50 平方メートルを [REDACTED] が、[REDACTED] に 所有権移転し、専用住宅用地として、

	令和元年12月1日転用のため、令和元年11月22日に専決処分いたしました。 整理番号2、[]畑、3.3平方メートルを[]が、[]に所有権移転し、専用住宅用地として、令和元年12月3日転用のため、令和元年11月28日に専決処分いたしました。 整理番号3、[]畑、240平方メートルを[]が、[]に所有権移転し、資材置場用地として、令和2年1月15日転用のため、令和元年12月2日に専決処分いたしました。 整理番号4、[]田、24平方メートル外1筆、合計2筆、24.22平方メートルを[]が、鎌倉市御成町18-10、鎌倉市に所有権移転し、史跡管理用地として、令和元年12月4日転用のため、令和元年12月3日に専決処分いたしました。 整理番号5、[]畑、271平方メートルを[]が、[]に所有権移転し、資材置場用地として、令和2年1月15日転用のため、令和元年12月2日に専決処分いたしました。 整理番号6、[]田、142平方メートル持分8分の1を[]が、専用住宅用地として、[]に所有権移転し、専用住宅用地として、令和2年1月10日転用のため、令和元年12月12日に専決処分いたしました。以上6件、賃貸借関係はございません。以上で報告を終わります。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
13番(石澤委員)	整理番号2の譲渡人は被相続人ではなく、遺言執行者として手続きを代行するだけですから、表現の仕方を整理番号6のように書いたほうが相応しいと思いますが、いかがでしょうか。
事務局(岸名補佐)	議長。2年ほど前に、遺言執行者の届出書が出てきた際に、扱いをこのようにしようと事務局内で決めました。法定相続で決まっている方が提出されたものが6の形で、遺言執行者の場合はこの形でやる、と分けた経過がございました。
事務局(名塚職員)	死因贈与はこの形で行っています。
13番(石澤委員)	2年前から統一されている。わかりました。
議長(安齊会長)	ほかに何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(安齊会長)	日程第3、報告第22号、遊休農地解消対策実践活動について、報

	告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局（名塚）	（挙手）議長（起立） 日程第 3、報告第 22 号、遊休農地解消対策実践活動について、着席してご報告します。（着席） 11 月 29 日（金）午後 1 時 30 分より、手広の遊休農地にて、遊休農地解消対策実践活動として、雑草、雑木の伐採、撤去作業を行いました。作業にご協力いただいた皆様、ありがとうございました。今後の作業については、年明けに三菱電機株式会社の社員による雑草、雑木の撤去作業を予定しています。以上で報告を終わります。
議長（安齊会長）	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	「なし」の声
議長（安齊会長）	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長（安齊会長）	日程第 4、報告第 23 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局（岸名補佐）	議長（挙手） 日程第 4、報告第 23 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1 件、報告させていただきます。お手元の資料をご覧ください。 整理番号 1、XXXXXXXXXX畑、175 平方メートルを、XXXXXXXXXX XXXXXXXXXXが、平成 31 年 1 月 12 日、相続により所有権を取得し、令和元年 11 月 21 日に専決処分いたしました。以上で報告を終わります。
議長（安齊会長）	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	「なし」の声
議長（安齊会長）	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長（安齊会長）	日程第 5、議案第 25 号、非農地証明について上程いたします。事務局か 説明 お願いします。
事務局（岸名補佐）	（挙手）議長（着席のまま） 日程第 5、議案第 25 号、非農地証明についてご説明します。まず、非農地証明についてご説明します。非農地証明は、県が作成する「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の非農地の定義により、当該土地が、農地法上の農地に該当しないことを農業委員会が証明するものです。それでは、お手元の資料をご覧ください。 本件にかかる、土地の所在、所有者氏名等は資料のとおりとなっております。当該地は、市街化調整区域内の土地です。現況は、宅地と墓地になっています。証明にあたっては、県の運用指針に定められる非農地証明の交付要件 6 項目のすべてを満たすことが条件となっており、本件は、すべてを満たしています。ご審議していただき、ご了承いただければ、申請者に非農地証明を交

	付し、地目変更登記が行われることとなります。以上で、説明を終わります。
議長(安齊会長)	次に、現況証明委員の柏木委員から補足説明をお願いします。
1 番(柏木委員)	(挙手) 議長 (着席のまま) 1 番。12 月 20 日(金) 午後 3 時から、安齊会長、若林副会長と共に現地調査を行いましたので 報告いたします。現地は、宅地と墓地になっており、「非農地」として判断することが妥当と思われます。以上です。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長(安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 25 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	(起立) 総員挙手。(着席)
議長(安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 25 号は承認されました。
議長(安齊会長)	次に、日程第 6、議案第 26 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(岸名補佐)	(挙手) 議長 (着席のまま) 日程第 6、議案第 26 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案及び参考資料をご覧ください。農地法第 5 条第 1 項の許可申請とは、農地を農地以外に転用する目的で、所有権移転、賃借権等の権利設定を行う場合には、神奈川県知事の許可が必要となるという規定です。 本案件は、鎌倉市関谷の市街化調整区域の農地を、売買契約により特別養護老人ホームに転用するというものです。神奈川県知事の許可を得るには、農地転用許可基準に適合することが必要となります。この許可基準は「立地基準」「一般基準」「個別基準」「他法令との調整」の 4 本建てになっています。 まず、「立地基準」ですが、農地を 5 つに区分するもので、農業振興地域内の農用地、甲種農地、第一種農地の 3 つは原則として許可されません。第二種農地は例外的に許可される場合があります。第三種農地は、原則として許可されます。このほかに、その他二種農地があり、第三種農地と同様に原則として許可されます。当案件について、県と協議したところ、申請地は南側の藤沢市の市街化区域の住宅との連担性が認められることから「第三種農地」に該当すると判断されたため、原則許可となる案件となります。 次に、「一般基準」についてご説明します。一般基準は、農地転

	用計画の確実性、周辺農地への影響等を確認するもので、農地転用計画の確実性については、自己資金で賄うことを残高証明書で確認しました。周辺農地への影響等については、当該地は東側の農地に隣接していますが、農地より1メートルほど下に位置しており、影響は無いと判断されます。 次に「個別基準」についてご説明します。個別基準は、特別養護老人ホームに関する要件に適合するかを判断するもので、提出された「農地転用に係る理由書」により、特別養護老人ホーム建設に必要な面積を確保する必要性があることを確認しました。 最後に「他法令との調整」ですが、特別養護老人ホームに関しては、都市計画法の開発許可が得られれば、建築が認められることとなっており、市の開発部門に開発許可申請が並行して提出されています。農地転用許可と合わせて開発許可が行われる予定です。 今後の流れといたしましては、県知事の許可後、神奈川県から当農業委員会へ許可証が送付され、当農業委員会から許可証を交付することとなります。以上で、説明を終わります。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長(安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第26号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	(起立) 総員挙手。(着席)
議長(安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第26号は承認されました。
議長(安齊会長)	次に、日程第7、議案第27号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(岸名補佐)	(挙手) 議長 (着席のまま) 日程第7、議案第27号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案及び参考資料をご覧ください。申請者は農地法違反者ですが、神奈川県のお知らせ「農地法違反の是正に伴う転用について」により、農地法違反を解消するための農地転用が認められており、申請に至ったものです。農地法第5条第1項の許可申請とは、農地を農地以外に転用する目的で、所有権移転、賃借権等の権利設定を行う場合には、神奈川県知事の許可が必要となるという規定です。 本案件は、鎌倉市関谷の市街化調整区域の農地を、賃貸借契約により資材置場に転用するというものです。神奈川県知事の許可を得るには、農地転用許可基準に適合することが必要となります。

	す。この許可基準は「立地基準」「一般基準」「個別基準」「他法令との調整」の4本建てになっています。 まず、「立地基準」ですが、農地を5つに区分するもので、農業振興地域内の農用地、甲種農地、第一種農地の3つは原則として許可されません。第二種農地は例外的に許可される場合があります。第三種農地は、原則として許可されます。このほかに、その他二種農地があり、第三種農地と同様に原則として許可されます。当案件について、県と協議したところ、申請地は、10ha以上の一団の農地に含まれないことから、その他二種農地に該当すると判断されたため、原則許可となる案件となります。 次に、「一般基準」についてご説明します。一般基準は、農地転用計画の確実性、周辺農地への影響等を確認するもので、農地転用計画の確実性については、自己資金で賄うことを残高証明書で確認しました。周辺農地への影響等について、当該地は、東・南・西側の農地に隣接していますが、隣接農地との間に約1メートルの高さの塀と素掘りの浸透式排水路・排水池を設置し、資材置場からの雨水の越流対策を行っており、影響は無いと判断されます。 次に「個別基準」についてご説明します。個別基準は、資材置場に関する要件に適合するかを判断するもので、提出された「農地転用に係る理由書」により、農地法違反是正並びに資材置場に必要な面積を確保する必要性があることを確認しました。 最後に「他法令との調整」については、敷地内を転圧する面積が1,000平方メートル未満であることから特定都市河川浸水被害対策法の対象とはならず、他法令との調整は不要となりますが、農地転用許可後、違反是正がなされ、違反地を農地に復元することが許可の条件として、神奈川県から提示されています。この点については、土地所有者から違反是正後の営農計画書が提出されています。 今後の流れといたしましては、県知事の許可後、神奈川県から当農業委員会へ許可証が送付され、当農業委員会から許可証を交付することとなります。以上で、説明を終わります。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長(安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第27号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	(起立) 総員挙手。(着席)
議長(安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第27号は承認されました。

議長(安齊会長)	次に、日程第 8、議案第 28 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、 日程第 9、議案第 29 号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上 2 件について関連があるので一括して上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(岸名補佐)	(挙手) 議長(着席のまま) 日程第 8、議案第 28 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、 日程第 9、議案第 29 号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上 2 件について関連案件ですので一括してご説明します。 お手元の議案 28 号及び参考資料をご覧ください。土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。議案第 28 号は、 から農業公社に農地を貸し出すもので、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。期間は、令和 2 年(2020 年)1 月 1 日から令和 6 年(2024 年)12 月 31 日までの 5 年間です。 次に、議案 29 号及び参考資料をご覧ください。議案第 29 号は、ただ今ご説明した議案第 28 号の土地を農業公社から に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。期間は、令和 2 年(2020 年)3 月 1 日から令和 6 年(2024 年)12 月 31 日までの約 5 年間です。賃借料は、1 平方メートル当り 24 円、年間 15,000 円となっています。 なお、いずれの案件も農業公社を利用した貸し借りとなりますが、前回までは、農用地利用集積計画による貸し借りを行なっており、継続案件と同じと言えます。また、参考資料の斜線の土地は、借受人が近隣で耕作している土地です。以上で説明を終わります。
議長(安齊会長)	次に、現況証明委員の石澤委員から補足説明をお願いします。
13 番(石澤委員)	(挙手) 議長(着席のまま) 13 番。本件、利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画に対する意見に先立ち、借受人の農地の耕作状況を確認したところ、現在は、ナバナ、キャベツ、ブロッコリー等の作付けが行われており、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、2 件を個別に採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長(安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 28 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

事務局(鈴木局長)	(起立) 総員挙手。(着席)
議長(安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 28 号は承認されました。
議長(安齊会長)	次に議案第 29 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	(起立) 総員挙手。(着席)
議長(安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 29 号は承認されました。
議長(安齊会長)	次に、日程第10、その他、諸般の報告について、4 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(名塚職員)	(挙手) 議長 (着席のまま) 日程第10、その他、諸般の報告について、4 件、ご報告します。諸般の報告 1、農地パトロールについて、報告させていただきます。農地パトロール実施計画に基づき、農業振興地域内における農地法違反地の現在の状況を確認するため、農地パトロールを 12 月 11 日(水)に農業委員 2 名、農業委員会事務局 2 名、開発審査課 2 名、都市調整課 1 名、横須賀三浦地域県政総合センター職員 1 名の合計 8 名で実施しました。違反地については、資料の案内図のとおりです。[]については、令和元年 8 月 28 日付で是正工事完了報告書が提出され、農地法違反が解消されたため、今回の調査より調査対象から除外いたしました。[]については、現在是正に向け作業を行っており、令和元年度中の是正完了を目指しています。[]については、先程議案第 27 号にてご説明したとおりで、現地については変化はありませんでした。[]については、現状の変化はなく、[]所有地については、転用者の一人である []は不在であったものの、一部資材が撤去されていました。 次回の農地パトロールは、令和 2 年 2 月頃を予定しております。対象の委員は 5 番平井委員、6 番岡崎委員、7 番浜野委員です。日程につきましては、後日調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。 諸般の報告 2、「令和元年度台風第 19 号等災害義援金」の募集について、ご報告します。今年の台風 19 号の発生に伴い、「令和元年度台風第 19 号等災害義援金」に伴い、一般社団法人全国農業会議所が神奈川県農業会議をとおして、農業委員会組織として義援金の募集活動に取り組むこととした旨の通知がありました。つきましては、鎌倉市農業委員会としての募金について、皆様のご意見を伺うものです。
議長(安齊会長)	いかが、いたしましょうか。
議長(安齊会長)	特段のご意見がないようなので、事務局、何か案はありますか。
事務局(名塚職員)	(挙手) 議長 (着席のまま) 事務局といたしましては、平成 30 年 7 月豪雨災害義援金と同様

	に、農業委員皆様の積み立てから、1人1口1,000円ずつ、計13,000円を指定口座に送金するという案がございます。
議長(安齊会長)	いかがですか。何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	それでは、事務局案のとおりとすることでご異議はございませんか。
	「なし」の声
事務局(名塚職員)	それでは、このように対応させていただきます。
事務局(名塚職員)	諸般の報告3、「2020年農林業センサス農山村地域調査（農業集落用）及び農林業経営体調査の実施について」、報告させていただきます。本調査については、農業委員会5月にてお諮りし、地域の農業に関する精通者として農業委員名簿を市総務課統計担当へ提出、6月総会では、調査内容を提示させていただき、回答方法等について、市、JAと調整することとなりました。今回、国からの正式な調査依頼があったため、市、JAと調整した回答方法をご提示させていただき、疑義がなければ、調査へのご協力をお願いするものです。諸般の報告3資料の調査票、地区一覧表をご覧ください。調査票のうち、【2】地域資源の保全について、農地等があり、地域の取組として保全しているかについて、ご回答いただくものです。調査対象の集落は一覧表のとおりで、回答可能な地域についてのみ回答していただきます。ご了承いただければ、本総会終了後に回答可能な地域について皆様にご相談させていただき、回答をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。
議長(安齊会長)	いかがですか。何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	それでは、事務局案のとおり回答することでご異議はございませんか。
	「なし」の声
事務局(名塚職員)	ありがとうございます。それでは、後程よろしくお願いいたします。また、皆様に実施していただく調査とは別に、別添チラシのとおり、令和2年1月頃から、国の委託を受けた一般の調査員により「農林業経営体調査」が実施されとのこと。最後に、1月総会の日程について、報告させていただきます。次回は、年明けの1月28日(火)15時30分から、運営委員会は15時10分から、鎌倉市役所第3分庁舎講堂で開催します。会場が異なりますので、ご注意くださいよう、お願いいたします。諸般の報告は、以上です。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして令和元年

	度第9回総会を閉会いたします。ありがとうございました。
会 長	宋 齊 清一
議事録署名委員 6番	岡崎 和彦
議事録署名委員 7番	其 野 清一